

RI第2720地区ガバナー

三村 彰吾 氏

公式訪問のための資料



第50期

2024～2025年度

クラブの現況及び活動計画書

2024年10月10日(木)公式訪問例会

中津中央ロータリークラブ

会長 堂本 高雄

幹事 三宮 洋平

目 次

1. ローターソング	2
2. 2024～2025年度 RI会長 ステファニー・アーチック氏 メッセージ	3
3. 2024～2025年度 国際ロータリー会長プロフィール	4
4. 地区方針	5
2024～2025年度 国際ロータリー第2720地区ガバナー 三村 彰吾氏	5
5. 2024～2025年度 国際ロータリー第2720地区ガバナープロフィール	7
6. 国際ロータリー第2720地区概況	8
7. 三村 彰吾ガバナー公式訪問例会次第	9
8. 本年度クラブ運営基本方針 会長 堂本 高雄	10
9. クラブのあゆみ 幹事 三宮 洋平	11
10. クラブの現況 幹事 三宮 洋平	16
11. 2024～2025年度年度年間事業計画一覧表	21
12. 2024～2025年度年度各委員会活動計画	23
会 計 久末 京泰	23
S. A. A. 慶田 祐一	23
クラブ管理運営委員会 委員長 福田 太郎	23
公共イメージ委員会 委員長 恒藤 雅彦	24
会員維持増強委員会 委員長 梅 高賢正	24
ロータリー財団委員会 委員長 古田 廣美	24
奉仕プロジェクト委員会 委員長 河野 誠男	25
大田RC交流特別委員会 委員長 高野 敏治	25
50周年実行委員会 委員長 大賀 重毅	25
13. 2024～2025年度年度予算書	26
14. 役員、理事、委員長、委員名簿	27
15. 中津中央ロータリークラブ緊急連絡網	
16. 職業分類(充填・未充填)一覧表	29
17. 中津中央ロータリークラブ会員名簿	
18. 定款	31
19. 細則	40

この活動計画書中の、「RI」は国際ロータリー、「RC」はロータリークラブの略です。
この活動計画書は障がいのある方が製作し、その製作費は障がい者の就労支援に寄与しています。

奉仕の理想

奉仕の理想に集いし友よ

御国に捧げん我等の生業

望むは世界の久遠の平和

めぐる歯車いや輝きて

永久に栄えよ

我等のロータリー　ロータリー

我等の生業

一、我等の生業さまさまなれど

集いて図る心は一つ

求むるところは平和親睦

力むるところは向上奉仕

おゝロータリアン

我等の集い

二、奉仕に集える我等は望む

正しき道に果をとるを

人の世挙りて光を浴みつ

力を協せて争忌むを

おゝロータリアン

我等の集い

手に手つないで

一、手に手つないで　つくる友の輪

輪に輪つないで　つくる友垣

手に手　輪に輪

ひろがれ　まわれ　一つ心に

おゝロータリアン　おゝロータリアン

二、手に手つないで　つくる友の輪

輪に輪つないで　つくる友垣

手に手　輪に輪

ひろがれ　まわれ　世界と共に

おゝロータリアン　おゝロータリアン

RI 会長メッセージ



The Magic of Rotary ロータリーのマジック



2024～2025 年度 国際ロータリー会長
ステファニー・アーチック

ロータリーが最高の状態となるのは、クラブでインクルージョンと帰属意識が育まれたときです。実際、帰属意識こそが「ロータリーのマジック」そのものだと言っても過言ではありません。

インクルージョンと帰属意識に焦点を当てれば、共通の目的のために結束しやすくなります。互いに支えあい、目標に集中することで、私たちの力が最大限に発揮されます。

これを後押しするのが、ロータリーの行動計画です。行動計画には、フィードバックを集め、クラブの強みと弱みを評価し、課題に取り組むために活用できるツールが含まれています。

変わりゆく世界で、クラブがじっと立ち止まっているわけにはいきません。とはいえ、私たちが取り入れる変化は、より大きなビジョンに向けて支えあうような、一貫した戦略的なものである必要があります。行動計画は、このビジョンに向けて取り組み、クラブ内で効果的な変化を生み出すのに役立ちます。行動計画に沿って地域社会からの提案に取り組むことで、すべてのロータリー会員にクラブで感じてもらいたい帰属意識が未長く育まれます。

だからこそ、多様性、公平さ、インクルージョンへのコミットメントを広げることが重要です。互いの幸せを支えあうことは、参加者の基盤を広げる第一歩であり、この困難な時代に積極的平和を広げることが可能とします。

平和の構築は私たちの最優先事項の一つであり、そのための最も効果的な方法の一つはロータリー平和フェローシップです。平和フェローシップを通じて、平和と開発の専門家たちが紛争を予防し、終結させる方法を学びます。

フェローシップは、世界各地の名門大学にあるロータリー平和センターで提供され、これまでに1,800名以上のロータリー平和フェローが卒業してきました。また、オットー&フラン・ウォルター財団からの1,550万ドルのご寄付のおかげで、イスタンブールのバーチエシエヒル大学に新設された平和センターでさらに多くの地域の平和構築者を支援できます。

新たなセンターの開設は非常に大きな達成であり、イスタンブールのセンターで来年にロータリー会長主催平和会議を開催できるのはとても光栄なことです。2月20日～22日に開かれるこの3日間の会議では、ロータリーファミリーが平和構築を推進するさまざまな方法に焦点を当てます。現在、この会議への登録を受け付けています。ご参加いただけることを願っております。

2025年ロータリー会長主催平和会議は、ロータリーの平和構築の取り組みにとって大きな可能性を秘めています。この可能性は皆さまのご支援があってこそ実現します。

私たちは魔法の杖を振って呪文を唱えるだけで世界に平和をもたらしたり、ポリオを根絶したり、会員を増やしたりするわけではありません。それは皆さん次第です。プロジェクトを終えるたび、寄付するたび、新会員を迎えるたびに、皆さんはマジック（魔法）を生み出すのです。

私はロータリーファミリーを愛しており、皆さまも同じだと思います。だからこそ、共にすべてのクラブと地区を魅力的にしていくことができると、私は信じています。今年度、「ロータリーのマジック」で世界を変えていきましょう。

2024～2025 年度 国際ロータリー会長プロフィール

ステファニー・アーチック

McMurray ロータリークラブ

米国ペンシルバニア州

McMurray ロータリークラブ（米国ペンシルバニア州）所属。2024-25 年度 RI 会長。RI 理事、ロータリー財団管理委員、研修リーダー、ロータリー財団地域コーディネーター、RI 会長代理など、RI で数多くの役職を歴任。また、3 回の規定審議会にて代表議員と特別議員を務める。

ロータリー戦略計画委員会とロータリー財団百周年記念委員会の委員長を務めたほか、選挙審査委員会と運営審査委員会を含むさまざまなロータリー委員会の委員を歴任。

1991 年にロータリーに入会して以来、インドとナイジェリアでの全国予防接種日（NID）の活動、ベトナムでの小学校建設、ドミニカ共和国での浄水器設置など、さまざまな国際奉仕プロジェクトに参加。複数のスラブ語を学び、ウクライナの新会員の指導にあたったほか、ポーランドでは乳がん検診用の X 線撮影装置と生検ユニットを病院に設置するロータリー財団補助金の調整を担当。ポーランドのクラクフ・ロータリークラブは記念冊子の中で、共産主義後のポーランドにおけるロータリーの復興を手助けした重要人物としてアーチック氏を挙げている。

現在は、人道的・教育的奉仕プロジェクトのために米国内のクラブ・地区がアルバニア、コンゴ、ウクライナのロータリークラブとパートナーシップを結ぶよう援助している。

高等教育、コンサルティング、エンターテイメント業界における職歴を有し、ペンシルベニア州立インディアナ大学でリーダーシップ研究の博士号を取得。ロータリー財団をはじめ数多くの地元機関・国際機関から賞や表彰を受けている。

2024～2025 年度
国際ロータリー第 2720 地区ガバナー



ご 挨拶

国際ロータリー第 2720 地区
2024～2025 年度 ガバナー 三 村 彰 吾

【2024～2025 年度 地区スローガン】

「寛容な心でロータリーの未来、そして若者の未来を考えよう」

まず「寛容な心」ですが、ロータリアンになっていろいろな研修会や会合でこの言葉をよく耳にします。何か不都合なことがあってもお許しくださいということに使われますが、日本のロータリアンはこの言葉を聞くと心を広くもつことができます。私はこれが DEI だと思います。次に「ロータリーの未来」についてです。1905 年ポールハリスがロータリークラブを作って 100 年以上が経過しました。世の中は目まぐるしく変化しています。ロータリーも変化することが必要であり、実際に国際ロータリーも変化していますし、私たちにも変化を求めています。変化するためにはまず、今のロータリーを知ることが不可欠であり、その上で未来を考えたいと思います。併せて、今後の日本、世界を背負って立つ若者の未来を考えていこうということです。まずはロータリーファミリーの若者と積極的に関わり対話しそして未来を考えましょう。これを踏まえた上での 2024～25 年度の地区の活動重点項目です。

地区方針重点項目

1. ロータリーのことをもっと知ってもらおう
2. 若者と繋がり若者のことを考えよう。
3. ロータリー財団を理解し活用しよう
4. ポリオ根絶をさせよう

1. ロータリーのことをもっと知ってもらおう

1. ロータリーの今をロータリアンに知ってもらおう

先ほども述べましたように今のロータリーをまずは知っていただきたい。特に会長エレクトの皆様にはこの機会にできるだけ勉強していただき、クラブの皆様にご伝えてください。そのために次年度は熊本 2 回、大分 2 回計 4 回の RLI を企画しております。RLI の 4 パートを一年で行うのは我が地区では初めての試みになります。参加された方はおわかりになると思いますがロータリーのことを学ぶ大変良いプログラムだと確信しておりますので是非皆様ご参加ください。

2. ロータリーのことを社会に知ってもらおう

これにつきましてはいろいろな方法があると思います。まずは皆様のクラブで行なっている奉仕活動を他のロータリアンやロータリーファミリーそしてロータリアン以外の方に知ってもらいましょう。そうすることによってロータリーを広く認知してもらい、興味がある人や共感した人が入会する可能性にもつながります。会員が増えるとより良い奉仕活動ができるでしょうし、奉仕の好循環が生まれることでしょう。

2. 若者と繋がり若者のことを考えよう。

1. ロータリーの青少年プログラムに参加しましょう

国際ロータリー第 2720 地区の青少年プログラムとしてインターアクト、ロータリー青少年交換、ロータリー青少年指導者養成プログラム(RYLA)があります。たくさんの素晴らしい若者たちと交流する機会を持ち、今の若者の思いや希望を聞きましょう。そうすることで今後の未来が見えてくるかもしれません。

2. 米山記念奨学生と交流を持ちましょう

ロータリー米山記念奨学会は留学生の優れた学業の達成を支援し、同時にカウンセラーや世話クラブとの交流を通じ、ロータリー精神を学び、国際理解を深め日本と母国との懸け橋となるなど国際親善に尽くす人材を育てることを目的としています。是非、米山記念奨学生を卓話にお呼びください。素晴らしい交流ができると思います。そして是非世話クラブになってください。

3. ローターアクトについて考えましょう

2019年の規定審議会でローターアクトクラブが正式に国際ロータリーに加盟することになり、国際ロータリーはロータリークラブとローターアクトクラブの連合体ということになりました。しかしながら、ローターアクトクラブに対しサポートは必要と考えます。そのため地区組織としてローターアクトサポート委員会を設立しサポートを続けようと考えています。また、ロータリー財団の補助金事業についても環境を整備しようと考えています。是非皆様もご理解ご協力お願い致します。

3. ロータリー財団を理解し活用しよう

1. ロータリー財団のことをもっと知ってもらう

ロータリー財団の使命は、ロータリー会員が、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保護に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。ロータリー財団はロータリーの活動の根幹を担っていると私は考えます。

少し複雑ですが是非勉強してください。

2. ロータリー財団に寄付をしましょう

非営利組織であるロータリー財団は、ロータリー会員をはじめ、より良い世界を築こうというビジョンを共有する財団支援者の方々からの自発的な寄付のみによって支えられています。寄付はロータリー財団の補助金となり、助けを必要とする地域社会に持続可能な変化をもたらす活動に役立てられています。寄付の種類もさまざまです。

3. 補助金事業を行いましょ

ロータリー財団の補助金は、クラブや地区が提唱するさまざまな奉仕プロジェクトのほか、奨学金や研修を支えています。補助金の種類には地区補助金、グローバル補助金、災害救援補助金、大規模災害補助金があります。今年度はグローバル補助金に挑戦してみてください。

4. ポリオ根絶をさせよう

1. ポリオについてもっと知ってもらう

ロータリーはポリオ根絶を組織の最優先項目とし、1985年にポリオプラス・プログラムを立ち上げました。世界ポリオ根絶推進活動のパートナー団体との協力を開始した1988年には、125カ国で35万件以上の発症が確認されていましたが、以来、約30億人の子どもにポリオの予防接種を行い、発症数は99.9%減少しています。2023年における発症はアフガニスタンとパキスタンの2国だけとなり野生株の発生は12件になりました。本当にもう少しです。

2. ポリオデーのイベントを行いましょ

10月24日は世界ポリオデーです。その前後でポリオのイベントの企画をお願いします。クラブ単位、グループ単位で是非盛り上げていきましょう。

プロフィール

三村 彰吾（みむら しょうご）

所属クラブ 熊本りんどうロータリークラブ
生年月日 1968年(昭和43年)11月7日

職業分類 歯科医
最終学歴 長崎大学歯学部大学院
勤務先 医療法人共愛会 共愛歯科医院
勤務先役職 理事長

【公 職】

日田市医師会議長（前理事長）

【ロータリー歴】

2011年11月熊本りんどうロータリークラブ入会
2014～2015年熊本りんどうロータリークラブ会長
2016～2019年地区公共イメージ部門部門長
2019～2022年地区研修委員
2021～2022年RI第2720地区 ガバナーノミニーデジグネート
2022～2023年RI第2720地区 ガバナーノミニー
2023～2024年RI第2720地区 ガバナーエレクト

【その他】

マルチプル・ポール・ハリス・フェロー
ポール・ハリス・ソサイエティ

2024～2025 年度 国際ロータリー第 2720 地区 地区の概況

クラブ数	大分県	33クラブ+2RSC	
	熊本県	40クラブ	
	計	73クラブ+2RSC	●ローターアクト提唱RC ○インターアクト提唱RC
会員数	2,303名(2024年7月末現在)		

◆熊本第一グループ

山鹿ロータリークラブ ●○玉名ロータリークラブ ○荒尾ロータリークラブ
○玉名中央ロータリークラブ

◆熊本第二グループ

阿蘇ロータリークラブ 肥後大津ロータリークラブ 菊池ロータリークラブ
○肥後小国ロータリークラブ 熊本菊南ロータリークラブ 熊本'05福祉ロータリークラブ
熊本りんどうロータリークラブ

◆熊本第三グループ

●○熊本ロータリークラブ 熊本東ロータリークラブ ●熊本北ロータリークラブ
●熊本東南ロータリークラブ ●熊本城東ロータリークラブ●熊本グリーンロータリークラブ
熊本平成ロータリークラブ 熊本水前寺公園ロータリークラブ

◆熊本第四グループ

●○熊本南ロータリークラブ 熊本江南ロータリークラブ 熊本西南ロータリークラブ
熊本中央ロータリークラブ ○熊本西ロータリークラブ 熊本西稜ロータリークラブ

◆熊本第五グループ

●○八代ロータリークラブ 八代北ロータリークラブ 八代南ロータリークラブ
宇土ロータリークラブ ○八代東ロータリークラブ

◆熊本第六グループ

●人吉ロータリークラブ ○水俣ロータリークラブ 多良木ロータリークラブ
芦北ロータリークラブ 人吉中央ロータリークラブ

◆熊本第七グループ

○天草ロータリークラブ 牛深ロータリークラブ 西天草ロータリークラブ
天草中央ロータリークラブ 天草パールラインロータリークラブ

◆大分第一グループ

○中津ロータリークラブ ○日田ロータリークラブ 中津中央ロータリークラブ
●日田中央ロータリークラブ 玖珠ロータリークラブ 中津平成ロータリークラブ

◆大分第二グループ

○豊後高田ロータリークラブ ○宇佐ロータリークラブ 杵築ロータリークラブ
くにさきロータリークラブ ○宇佐八幡ロータリークラブ 宇佐 2001 ロータリークラブ

◆大分第三グループ

●別府ロータリークラブ ●○別府北ロータリークラブ 別府東ロータリークラブ
日出ロータリークラブ ○別府中央ロータリークラブ 湯布院ロータリークラブ

◆大分第四グループ

●○大分ロータリークラブ ○大分東ロータリークラブ 大分キャピタルロータリークラブ
○大分南ロータリークラブ ●○大分中央ロータリークラブ 大分城西ロータリークラブ
大分 1985 ロータリークラブ ○大分臨海ロータリークラブ 2720Japan0.K. ロータリーEクラブ

◆大分第五グループ

○竹田ロータリークラブ 佐伯ロータリークラブ 白杵ロータリークラブ
●津久見ロータリークラブ 豊後大野ロータリークラブ 佐伯 MARINE ロータリークラブ

三村 彰吾ガバナー公式訪問例会次第

2024年10月10日(木)

中津・中津平成・中津中央3クラブ合同公式訪問例会

於 ヴィラルーチェ中津

11:00~11:30 各クラブ会長・幹事会

11:30~12:00 各クラブ会長・幹事会

12:30~13:30 3クラブ合同公式訪問例会

於 ヴィラルーチェ中津

点 鐘

君が代

ロータリーソング「奉仕の理想」

ガバナー及びガバナー補佐紹介

会長の時間

幹事報告

出席報告

13:00~13:30 ガバナーアドレス 三村彰吾ガバナー

13:30~ 点 鐘

13:45~14:15 各クラブ会長・幹事会



クラブ運営基本方針

中津中央ロータリークラブ
2024～2025 年度会長 堂本 高雄

2024～2025 年度 中津中央ロータリークラブスローガン

“50年の軌跡を Brush up そして無限の未来へ”

1. はじめに

国際ロータリー会長ステファニー・アーチック氏は、2024-25 年度会長テーマ「The Magic of Rotary」(ロータリーのマジック)と掲げ、第 2720 地区ガバナー三村彰吾氏は、2024-25 年度地区スローガンを「寛容な心でロータリーの未来、そして若者の未来を考えよう」を定めています。

中津中央ロータリークラブは、2024 年度を迎え、50 周年という節目を迎えます。これまでの歩みを振り返りつつ、未来への展望を掲げ、新たな時代に向けてクラブの活性化と社会貢献の推進を図ります。

2. 基本方針

2-1 50 年の軌跡を讃え、新たな歴史を築く

- ・ 50 周年記念事業として、これまでの活動の成果を振り返る事業や、会員相互の親睦を深める記念事業などを開催します。
- ・ これまでの経験と知見を活かし、より効果的な社会貢献活動を目指します。

2-2 グローバルな視野を広げ、国際交流を深める

- ・ 海外のロータリークラブとの交流を積極的に進め、国際的なネットワークを構築します。
- ・ 国際的な課題解決に向けたプロジェクトに参加し、中津の力を世界に発信します。

2-3 子ども食堂の経済的支援を継続し、地域の子どもの未来を応援する

- ・ 子ども食堂への継続的な支援を行い、地域の子どもの健やかな成長をサポートします。(50 周年事業)
- ・ 地域の企業と連携し、子ども食堂の安定した運営を支援します。(50 周年事業)

2-4 自分になりたい職業の絵の継続 魅力発信

- ・ 自分になりたい職業の絵のコンテストを継続し、子どもたちの夢と創造性を育みます。
- ・ 入賞作品を展示や年間を通して週報、ホームページ TOP へ掲載(50 周年事業)することで、事業の魅力を広く発信します。

2-5 城下町中津の町名板を ICT、AI の活用し多言語対応に更新

- ・ 城下町中津の町名板の ICT、AI を活用しグローバル対応 (50 周年事業)を進め、歴史や文化をよりわかりやすく、多くの人に伝える仕組みを作ります。
- ・ 外国語対応や音声読み上げ機能などを導入し、訪日外国人にも情報を提供します。

3. 結論

中津中央ロータリークラブは、50 年の歴史を踏まえ、新たな時代に向けて、基本方針についてディスカッションを行い、それぞれの意見を共有し、より良い方針へとブラッシュアップします。会員相互の親睦を深め、グローバルな視野を広げ、地域社会に貢献していきます。

会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

クラブのあゆみ

幹事 三 宮 洋 平

1. クラブのあゆみ

- (1)創 立 創立年月日 1975年6月10日(昭和50年)
 国際ロータリー加盟承認 1975年6月17日
 国際ロータリー加盟認証状伝達式 1976年4月25日
 チャーターメンバー24名
 現在在籍者0名

(2)歴代会長・幹事

	会 長	幹 事
1975年～'75年度	小川吉治	馬場好明
1975年～'76年度	小川吉治	馬場好明
1976年～'77年度	小西英一	藤吉慎博
1977年～'78年度	井上政治	山本博
1978年～'79年度	太田昌雄	向本笠寛
1979年～'80年度	高松新太郎	馬場好明(代理 市場勝)
1980年～'81年度	長本古寿司	木下清弓
1981年～'82年度	武吉正和	辛嶋縁実
1982年～'83年度	向笠正寛	今石昌宏
1983年～'84年度	大馬神正之	江藤直保
1984年～'85年度	馬場石浩	田中善邦
1985年～'86年度	白石杵實	木下居利
1986年～'87年度	白石杵實	新宿山崎
1987年～'88年度	田今石昌宏	山今吉
1988年～'89年度	山本益一	田中
1989年～'90年度	江藤直勝	浦野
1990年～'91年度	新宿居英雅	山本
1991年～'92年度	木下善博	水島
1992年～'93年度	田中本博	進宮
1993年～'94年度	山山本一彦	加来
1994年～'95年度	水島一義	東島
1995年～'96年度	進保政	馬場
1996年～'97年度	新田憲一	安上
1997年～'98年度	三好俊典	大野
1998年～'99年度	東納英一	河野
1999年～2000年度	神本博志	安野
2000年～2001年度	多田一三	上野
2001年～2002年度	河野誠男	大河
2002年～2003年度	安田雅重	梅間
2003年～2004年度	大賀重毅	中山
2004年～2005年度	上野紘正	水島
2005年～2006年度	島田真一	河野
2006年～2007年度	間地健一	諫山
2007年～2008年度		
2008年～2009年度		
2009年～2010年度		
2010年～2011年度		
2011年～2012年度		

2012年～2013年度	梅中	高山	賢知	正康	岡島	崎田	誠一
2013年～2014年度	諫山	山田	宏祐	義一	古梅	田高	一美
2014年～2015年度	慶岡	崎田	誠廣	一一	梅高	賢正	正彦
2015年～2016年度	岡古	田本	廣博	美志	恒梅	藤高	賢正
2016年～2017年度	神大	本賀	重毅	毅男	梅諫	高山	宏義
2017年～2018年度	河恒	野藤	誠雅	彦彦	堂堂	本本	高雄
2018年～2019年度	恒古	藤田	廣祐	美一	堂久	本末	高京
2019年～2020年度	慶田	田祐	祐一	一	梅高	賢正	正

(3)創立以来の会員数の推移

年度別	年度初	増加	減少	年度末	純増加率
1975年6月～'75年6月	24人	0人	0人	24人	0.00%
1975年7月～'76年6月	24	17	4	37	54.17
1976年7月～'77年6月	37	9	4	42	13.51
1977年7月～'78年6月	42	2	5	39	-7.14
1978年7月～'79年6月	39	4	4	39	0.00
1979年7月～'80年6月	39	1	3	37	-5.12
1980年7月～'81年6月	37	7	6	38	2.70
1981年7月～'82年6月	38	4	1	41	7.89
1982年7月～'83年6月	41	6	4	43	4.87
1983年7月～'84年6月	43	9	4	48	11.16
1984年7月～'85年6月	47	7	8	46	-2.12
1985年7月～'86年6月	46	5	1	50	8.69
1986年7月～'87年6月	50	5	7	48	-4.00
1987年7月～'88年6月	48	3	2	49	2.08
1988年7月～'89年6月	49	7	5	51	4.08
1989年7月～'90年6月	51	7	12	46	-9.80
(中津平成クラブ創立)					
1990年7月～'91年6月	46人	7人	5人	48人	4.34%
1991年7月～'92年6月	48	6	7	47	-2.09
1992年7月～'93年6月	47	7	4	50	4.25
1993年7月～'94年6月	50	4	4	50	0.00
1994年7月～'95年6月	50	6	5	51	2.00
1995年7月～'96年6月	51	10	8	53	3.92
1996年7月～'97年6月	53	3	8	48	-9.43
1997年7月～'98年6月	48	3	8	43	-10.41
1998年7月～'99年6月	43	7	8	42	-2.32
1999年7月～2000年6月	42	1	7	36	-14.29
2000年7月～2001年6月	36	6	4	38	5.55%
2001年7月～2002年6月	38人	1人	6人	33人	-13.16
2002年7月～2003年6月	33	3	5	31	-6.06
2003年7月～2004年6月	31	2	7	26	-16.12
2004年7月～2005年6月	26	5	2	29	11.53
2005年7月～2006年6月	29	2	5	26	-10.34
2006年7月～2007年6月	26	2	2	26	0.00
2007年7月～2008年6月	26	5	4	27	3.84
2008年7月～2009年6月	29	3	1	29	7.40

年度別	年度初	増加	減少	年度末	純増加率
2009年7月～2010年6月	29	0	1	28	-3.40
2010年7月～2011年6月	28	0	2	26	-7.14
2011年7月～2012年6月	26	3	4	25	-3.85
2012年7月～2013年6月	25	4	2	27	-8.00
2013年7月～2014年6月	27	2	3	26	-3.71
2014年7月～2015年6月	26	1	1	26	0.00
2015年7月～2016年6月	25	0	2	23	-8.00
2016年7月～2017年6月	23	2	3	22	-4.35
2017年7月～2018年6月	22	1	2	21	-4.55
2018年7月～2019年6月	21	1	2	20	-4.76
2019年7月～2020年6月	20	3	5	18	-10.00
2020年7月～2021年6月	18	0	0	18	0.00
2021年7月～2022年6月	18	1	1	18	0.00
2022年7月～2023年6月	18	0	0	18	0.00
2023年7月～2024年6月	18	0	1	17	-6.00

(2024年6月末現在)

(4)出席状況

1975～'76年度	99.64%	1992～'93年度	97.42%	2009～2010年度	92.73%
1976～'77年度	99.20%	1993～'94年度	96.59%	2010～2011年度	92.92%
1977～'78年度	98.12%	1994～'95年度	96.16%	2011～2012年度	91.46%
1978～'79年度	99.29%	1995～'96年度	98.59%	2012～2013年度	91.68%
1979～'80年度	99.21%	1996～'97年度	95.81%	2013～2014年度	93.23%
1980～'81年度	99.52%	1997～'98年度	95.78%	2014～2015年度	91.93%
1981～'82年度	98.07%	1998～'99年度	96.03%	2015～2016年度	94.86%
1982～'83年度	97.23%	1999～2000年度	93.53%	2016～2017年度	100%
1983～'84年度	97.09%	2000～2001年度	94.57%	2017～2018年度	100%
1984～'85年度	96.71%	2001～2002年度	91.53%	2018～2019年度	100%
1985～'86年度	96.67%	2002～2003年度	96.64%	2019～2020年度	100%
1986～'87年度	97.53%	2003～2004年度	94.56%	2020～2021年度	99.52%
1987～'88年度	97.94%	2004～2005年度	98.74%	2021～2022年度	100%
1988～'89年度	98.91%	2005～2006年度	98.50%	2022～2023年度	99.75%
1989～'90年度	98.78%	2006～2007年度	92.78%	2023～2024年度	100%
1990～'91年度	97.92%	2007～2008年度	95.41%		
1991～'92年度	97.11%	2008～2009年度	97.01%		

(2024年6月末現在)

(5)周年記念事業

5周年記念事業(1979～'80年度)	中津駅観光案内板「城下町中津」を設置
10周年記念事業(1984～'85年度)	ロータリーの千本松植樹
15周年記念事業(1989～'90年度)	中津平成ロータリークラブ設立 青少年交換学生プログラム(米国)
20周年記念事業(1994～'95年度)	町名由来板設置 韓国大田RCと青少年交換

25周年記念事業(1999～2000年度)

クラブ行事では最終例会を夜間例会として、創立25周年を記念して、会員、家族、ロータリーアクトの皆様と共に、ささやかな式典を挙行、チャーターメンバー：山本博史会員、江藤直勝会員による記念講演、長野、白石、白杵、馬場、田縁、恒藤各会員に感謝状の贈呈をしました。

長野静司会員により25周年を記念して、100号の絵画「山松」がクラブに寄贈され、後日、中津市民病院に展示されることとなりました。

30周年記念事業(2004～2005年度)

職業奉仕部門 自分がなりたい職業の絵の募集(財団地区補助金事業)
 社会奉仕部門 城下町中津の町名板の設置(財団地区補助金事業)
 国際奉仕部門 大田 RC 青少年交換のつづり「大田からの風」
 ロータリー財団部門 トライトーンチャリティーコンサート

40周年記念事業(2014～2015年度)

大田ロータリークラブ日韓青少年交換
 自分がなりたい職業の絵
 尾木直樹氏講演会
 中津地区伝統芸能への寄付
 ロータリーデーの実施(中津3クラブとの共催) ポリオ募金

2. クラブの特色

(1)中津中央ロータリー基金

1976年創設。会員一人当たり毎月1,000円の拠出金及び会員よりの自発的拠出金を積立て、1,000万円を基本財産とする。これを越える金額については、周年記念事業またはそれに準ずる事業などに利用することができる。(1995年2月改定)

(2)姉妹クラブ

R I 3680地区大田RC(韓国)と1976年4月25日姉妹クラブ締結。隔年に会員の相互訪問を行っている。また、創立20周年を記念して1995年から青少年交換プログラム(中高生を対象に夏休みを利用して一週間程度の相互交換)を毎年行っている。

歴代地区委員名簿

1981～1982年度	(第7期)	ロータリー財団 財団奨学金委員会委員 向笠 寛
1983～1984年度	(第9期)	ロータリー財団 財団奨学金委員会委員 向笠 寛
1984～1985年度	(第10期)	ロータリー財団 財団奨学金委員会委員 向笠 寛
1985～1986年度	(第11期)	ロータリー財団委員会財団奨学金委員長 向笠 寛 世界社会奉仕委員会(兼姉妹地区委員会)委員 小西栄一
1986～1987年度	(第12期)	財団奨学金委員会委員長 向笠 寛 ロータリー財団委員会委員 向笠 寛
1987～1988年度	(第13期)	ロータリー財団委員会委員長 向笠 寛 財団推進委員会委員長 向笠 寛
1988～1989年度	(第14期)	ロータリー財団委員会委員長 向笠 寛 財団推進委員会委員長 向笠 寛・分区代理 馬場好明
1989～1990年度	(第15期)	ロータリー財団委員会委員長 向笠 寛
1995～1996年度	(第21期)	ロータリー財団委員会 GSE 小委員会委員 新居英雅
1996～1997年度	(第22期)	分区代理 稲益一男 ロータリー財団委員会 GSE 小委員会委員 新居英雅
2000～2001年度	(第26期)	新世代委員会 ローターアクト委員会委員 宮田康司
2001～2002年度	(第27期)	ガバナー補佐 新居英雅 新世代委員会 ローターアクト委員会委員 宮田康司
2002～2003年度	(第28期)	国際奉仕委員会 青少年交換委員会委員長 宮田康司
2003～2004年度	(第29期)	青少年交換委員会委員 宮田康司
2004～2005年度	(第30期)	クラブ奉仕委員会 副委員長 東納英一
2005～2006年度	(第31期)	クラブ奉仕委員会 社会奉仕委員会 福祉推進委員会委員長 多田一三
2006～2007年度	(第32期)	クラブ奉仕委員会 社会奉仕委員会 福祉推進委員会委員長 多田一三
2007～2008年度	(第33期)	ガバナー補佐 東納英一 社会奉仕小委員会 委員 多田一三 国際奉仕小委員会 委員 河野誠男

2008～2009 年度	(第 34 期)	社会奉仕小委員会 委員長 多田一三 国際奉仕小委員会 委員 河野誠男
2009～2010 年度	(第 35 期)	地区奉仕プロジェクト委員会 委員 多田一三 社会奉仕小委員会 委員長 多田一三
2010～2011 年度	(第 36 期)	ロータリー財団大委員会 地区補助金小委員会 河野誠男
2013～2014 年度	(第 39 期)	ガバナー補佐 河野誠男(大分第一グループ)
2014～2015 年度	(第 40 期)	青少年交換委員会 梅高賢正
2015～2016 年度	(第 41 期)	青少年奉仕部門 部門長 河野誠男 危機管理委員会 委員 河野誠男
2016～2017 年度	(第 42 期)	青少年奉仕部門 部門長 河野誠男 危機管理委員会 委員 河野誠男
2017～2018 年度	(第 43 期)	青少年奉仕部門 部門長 河野誠男 危機管理委員会 委員 河野誠男
2018～2019 年度	(第 44 期)	青少年奉仕部門 部門長 河野誠男 危機管理委員会 委員 河野誠男
2019～2020 年度	(第 45 期)	ガバナー補佐 岡崎誠一(大分第一グループ) 青少年奉仕部門 部門長 河野誠男 危機管理委員会 委員 河野誠男 地区副幹事 恒藤雅彦
2023～2024 年度	(第 49 期)	地区副幹事 恒藤雅彦

クラブの現況

幹事 三 宮 洋 平

1. 名 称 中津中央ロータリークラブ（1975年6月10日創立）
2024～2025年度会長 堂本 高雄
2. 事 務 所 中津市宮夫 284-3
東九州龍谷高等学校寮内 TEL 0979-31-0483 FAX 0979-31-0835
3. 事 務 局 員 服 部 孝 子
4. 例 会 場 大分県中津市東本町 2 番地の 12 割烹丸清 TEL 0979-22-4055
5. 例 会 日 時 毎週火曜日 12：30～13：30
6. 定款及び細則
- 定 款 標準クラブ定款を採用
区域限界 中津市 人口 81,603 人（2024 年 6 月末現在）
- 細 則 推奨細則を採用
- | | | |
|--------|-------------------|------------|
| 理事定数 | 9 名 | 第 1 条第 1 節 |
| 年次総会日 | 12 月第 2 火曜日 | 第 4 条第 1 節 |
| 例会日 | 毎週火曜日 12：30～13：30 | 第 4 条第 4 節 |
| 定例理事会日 | 毎月第 1 火曜日 13：30～ | 第 4 条第 4 節 |
| 入会金 | 50,000 円 | 第 5 条第 1 節 |
| 会費年額 | 200,000 円 | 第 5 条第 2 節 |
- 会員選挙の方法
- 1) 正会員（アディショナル 正会員を含む）
出席理事の反対 2 票以下 第 11 条第 1 節の（5）
 - 2) シニアアクティブ、パストサービス及び名誉会員
出席理事の反対 2 票以下 第 11 条第 2 節
- 第 1 条 2 案、第 2 条 2 案、第 4 条 2 案は抹消
7. 理事・役員・委員長及び委員（27 ページに記載）
8. 会員名簿（30 ページに記載）
9. 会員状況（2024 年 7 月 1 日現在）
- (1) 会員数

会員総数	17 名
正会員数	17 名
 - (2) 年齢構成

最年少会員	44 歳
最年長会員	86 歳
平均年齢	62.59 歳
 - (3) 会員歴

3 年未満	0 名
3 年以上 5 年未満	2 名
5 年以上 10 年未満	4 名
10 年以上 15 年未満	2 名
15 年以上	9 名
 - (4) 会員の職業分類（46 ページに記載）
 - (5) 前期会員の異動

入 会			退 会		
氏 名	年 月 日	職 業 分 類	氏 名	年 月 日	職 業 分 類
なし			島 田 眞 一	2024 年 6 月 30 日	電子部品製造

10. クラブ活動状況及び活動方針

幹事はクラブが効果的に機能するよう、会長の秘書として役割を果たし、又、国際ロータリー、地区、クラブ理事会等の情報を速やかに伝えます。

(1) 定例理事会の開催

(毎月第1例会終了後) (臨時理事会 緊急で重要な案件が生じた場合、必要に応じて開催)

(2) クラブ協議会の開催

(年5~6回)

(3) I.D.M (家庭集会) を前・後期各1回開催

(会長エレクトが主催)

(4) 地区大会・協議会へできるだけ多く積極的に参加する。

(5) クラブフォーラム

必要に応じてテーマを決めて行う。

(6) クラブの拡大と充実

クラブ運営の安定と充実を図るために、会員増強と退会防止を最重要点とする。

(7) ロータリー財団

前年度と同じく今年度も一人当たり20ドルとする。

(8) マルチプル・ポール・ハリス・フェロー、ポール・ハリス・フェロー、準フェロー及びベネファクター

イ. マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

豊永泰弘	・	新居英雅	・	進保政
(宿利公夫)	・	東納英一	・	神本博志
(江藤直勝)	・	(山本博史)	・	河野誠男
(上野紘正)	・	安田雅豊	・	大賀重毅
島田真一	・	梅高賢正	・	

14名()は故人

ロ. ポール・ハリス・フェロー

(馬場好明)	・	(長野静司)	・	(高椋新太郎)
(今石昌宏)	・	(稲益一男)	・	(白石浩)
(大神正之)	・	(白杵實生)	・	(今泉栄一)
(木下善博)	・	(恒藤元)	・	(小西英一)
(福川實)	・	(太田昌雄)	・	(馬場マツ)
(田縁實)	・	(山本一彦)	・	(恒藤武)
河野邦憲	・	大森憲	・	(宮田康司)
(有松克利)	・	今吉顯	・	浦野忠義
田中保邦	・	(水島義忠)	・	新田憲一
(多田一三)	・	時田雄次	・	

29名()は故人

ハ. マルチプル・ポール・ハリス・フェロー(認証拠置きクレジットの活用による)

(馬場マツ)	・	神本多貴子	・	大賀京子
河野暢子	・		・	

4名()は故人

ニ. ポール・ハリス・フェロー(認証拠置きクレジットの活用による)

(池中康雄)	・	(小川妙)	・	小西美恵子
井上民子	・	(太田初子)	・	高椋美代子
松本キヨ子	・	長野茂子	・	大神弥生
(白石愛子)	・	(白杵京子)	・	田縁紀子
今石雅子	・	山本曜子	・	(稲益九重)
(江藤明美)	・	新居悦子	・	宿利眸
木下多輝子	・	田中洋子	・	(山本喜美江)
水島文代	・	進梨花	・	新田悟美

服部孝子 ・ 三好祥子 ・ 東納多美子
 多田玲子 ・ 安田朗子子 ・ 上野百代
 島田由起 ・ 間地順子子 ・ 梅高聡子
 中山佳子 ・ 諫山磨穂 ・ 慶恒美穂子
 岡崎由香里 ・ 古田穂波 ・ 恒藤幸子

39名()は故人

ホ. ポール・ハリス・準フェロー

重松良輔 (6.0回) ・ 保科栄一 (6.0回) ・ 瀬口啓一 (8.0回)
 (舛友勝) (3.0回) ・ 山崎博 (6.0回) ・ 本田元治 (2.0回)
 茶屋博利 (3.0回) ・ (池永公比古) (6.0回) ・ 井堀治幸 (1.0回)
 三好俊典 (9.0回) ・ 江渕和雄 (2.0回) ・ 田中潤二 (1.0回)
 加来清 (6.0回) ・ (佐藤敏彦) (6.0回) ・ 浅井英男 (5.0回)
 (今石昌宏) (1.0回) ・ 馬場弥一郎 (3.0回) ・ 永吉伸明 (2.0回)
 山本元 (1.0回) ・ 友松三樹男 (4.0回) ・ 高橋紀男 (2.0回)
 野畑宗幸 (1.0回) ・ 氏田健二 (2.0回) ・ 金川伸二 (4.0回)
 河野貴久 (3.0回) ・ 中村正明 (2.0回) ・ 後藤雅和 (1.0回)
 渡辺英一 (1.0回) ・ 堤健生 (2.5回) ・ 出口龍馬 (5.0回)
 川島圭司 (2.5回) ・ 光石和敏 (4.0回) ・ 堂本高雄 (9.27回)
 永岡純一郎 (4.5回) ・ 久末京泰 (7.77回) ・ 高野敏治 (6.27回)
 三宮洋平 (4.77回) ・ 境弘行 (2.77回) ・ 福田太郎 (2.77回)

39名()は故人

ヘ. ベネファクター

(馬場好明) ・ (宿利公夫) ・ (稲益一男)
 (白石浩)

4名()は故人

チ. マルチプル・ポール・ハリス・フェロー(途中の方)

(今泉栄一) (7.0回) ・ (稲益一男) (5.0回) ・ (水島義忠) (5.0回)
 (多田一三) (3.0回) ・ (田縁實) (3.0回) ・ 間地健一 (5.5回)
 岡崎誠一 (8.27回) ・ 中山知康 (4.5回) ・ 諫山宏義 (9.27回)
 慶田祐一 (9.0回) ・ 古田廣美 (4.27回) ・ 恒藤雅彦 (4.27回)

12名()は故人

(9) 米山奨学会

イ. 米山功労者

(向笠寛) ・ (白石浩) ・ (白杵實生)
 (山本博史) ・ (高棕新太郎) ・ (馬場好明)
 (今石昌宏) ・ (長野静司) ・ (稲益一男)
 (宮田康司) ・ (大神正之) ・ (山本一彦)
 (恒藤武) ・ 大森憲 ・ (江藤直勝)
 (宿利公夫) ・ 新居英雅 ・ 神本博志
 (今泉栄一) ・ 新東納英一 ・ (多田博一三)
 大賀重毅 ・ (水島義忠) ・ 岡崎誠一
 豊永泰弘 ・ 河野誠男 ・ 島田眞一
 梅高賢正 ・ 慶田祐一 ・ 間地健一
 諫山宏義 ・ 古田廣美 ・ 安田雅豊
 恒藤雅彦

34名()は故人

ロ. 米山準功労者

浅井英男 (5回) ・ (木下善博) (8回) ・ 重松良輔 (1回)
田中保邦 (4回) ・ 茶屋博利 (4回) ・ (池永公比古) (5回)
高橋紀男 (2回) ・ 後藤雅和 (1回) ・ (舛友勝) (2回)
酒井利幸 (1回) ・ 中山知康 (8回) ・ 税田潤 (1回)
(上野紘正) (3回) ・ 進保政 (3回) ・ 出口龍馬 (1回)
光石和敏 (2回) ・ 高野敏治 (4回) ・ 久末京泰 (3回)

18名 () は故人

1 1. 中津中央ロータリークラブの内規及び規約

クラブ運営を円滑に行えるように、内規及び規約を定めている。

1) 中津中央ロータリークラブ細則運用内規

2) 中津中央 RC 奉仕事業積立金

3) 贈与金規定

4) 経費に関する内規

1 2. 二木会

会員の夫人が会合をもち、親睦を深めている。

13. 備品目録

R I加盟認証状	1	ビジネスキッチン	1
韓国大田 RC 姉妹締結調印書	2	会議テーブル	2
ローターアクトクラブ認証状	1	折りたたみテーブル	1
国旗	2	ステンレス灰皿	10
クラブ旗(白・紺)	2	壁掛白板	1
ロータリー鐘	1	パソコン	2
大田ロータリークラブ歓迎横断幕	1	バナースタンド	8
ニコニコBOX	1	デジカメ	1
テーブルコーダー	2	会員増強優秀クラブ(10.34%)表彰状	1
例会場バッジ入	1	出席率優秀クラブ(98.74%)表彰状	1
他クラブバナー(掛軸)	3	出席率向上実績優秀クラブ(4.18%)表彰状	1
3H運動バナー	1	役員・理事・委員会・委員一覧ボード	1
ポール・ハリスの声(カセットテープ)	1	役員章	1
ロータリー財団1, 000%達成賞状	1	会員増強・拡大賞表彰状	1
ロータリー財団1, 400%達成賞状	1	2010~11年度100%「財団の友」会員クラブ表彰バナー	1
ロータリー財団2, 900%達成賞状	1	ホームクラブ出席率優秀クラブ(第2位)表彰状	1
ロータリー財団3, 200%達成賞状	1	出席率優秀クラブ(2016~17年度100%)表彰状	1
ロータリー財団4, 600%達成賞状	1	ホームクラブ出席率優秀クラブ(2017~18年度85.53%)表彰状	1
出席優秀クラブ表彰バナー	1	出席率優秀クラブ(2017~18年度100%)表彰状	1
75周年記念奉仕賞状	1	コピー機	1
愛の切手収集運動感謝状	1	ホームクラブ出席率優秀クラブ(第2位)表彰状 (2018~19年度1/1日~6/30日対象期間中)	1
中津地区少年補導会感謝状	1	2018~19年度出席率(修正出席率)優秀クラブ表彰状	1
社会福祉法人直心会感謝状	1	出席率(修正出席率)優秀クラブ(100%)表彰 (2019年~20年地区大会開催にあたり)	1
R I会長賞賞状	1	出席率(修正出席率)優秀クラブ(100%)表彰 (2020年~21年度地区大会)	1
カセットデッキ	1	HDMI ケーブル	1
ラジカセ	2	液晶モニター65型	1
中津中央ロータリークラブタスキ	99本	ディスプレイスタンド	1
ポラロイドカメラ	1	ノートパソコン	1
歌詞ボード	4	延長コード	1
黒板	1	名札用壁掛け小物入れ	1
演台	1	アクリルパーテーション	1
ロータリー財団寄付10, 000%達成表彰状	1	ウェブカメラ	1
米山功労クラブ表彰状	8	ワイヤレスマイク付スピーカー	1
ポリオプラス最終目標達成クラブ表彰状	1	有線マイク	1
クラブ新設賞表彰状	1	写真データ保管用SSD	1
ポリオプラス200%達成クラブ表彰状	1	ノートパソコン	1
卓上旗台	1	出席率(修正出席率)優秀クラブ(100%)表彰 (2022年~23年度地区大会)	1
米山功労クラブメダル	4		
事務机	2		
椅子	21		
保管庫S-360AY	1		
保管庫S-K360AY	2		

2024年度～2025年度年間事業計画一覧表（前半期）

		7月	8月	9月	10月	11月	12月
RC年間行事			会員増強・新クラブ結成推進月間	基本的教育と識字率向上月間 ロータリーの友月間	経済と地域社会の発展月間 米山月間	ロータリー財団月間	疾病予防と治療月間
地区年間行事							
クラブ年間行事					3クラブ公式訪問例会 10/10(木)		年次総会
会計		年会費徴収			年会費徴収		
S. A. A.							
クラブ管理運営委員会	出席	神本	梅高	安田	河野	福田	境
	プログラム	福田	境	神本	安田	河野	梅高
	親睦活動			月見例会		観菊例会	3クラブ合同忘年例会
	ニコボックス						
公共イメージ委員会	広報						
	クラブ会報						
	雑誌						
会員増強委員会	会員増強						
	会員選考						
	職業分類						
	ロータリー情報						
ロータリー財団委員会	ロータリー財団						
	米山奨学						
奉仕プロジェクト委員会	職業奉仕						
	社会奉仕						
	青少年奉仕						
	国際奉仕						
大田RC交流特別委員会							

2024年度～2025年度年間事業計画一覧表（後半期）

		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
R C 年間行事		職業奉仕月間	平和と紛争予防 /紛争解決月間	水と衛生月間	母子の健康月間	青少年奉仕月間	ロータリー 親睦活動月間
地区年間行事					地区大会 2025年4/25(金)~ 4/26(土)		国際大会 カルガリー (カナダ) 6/21(土)~6/25(水)
クラブ年間行事							引き継ぎ フォーラム
会 計		年会費徴収			年会費徴収		
S . A . A .							
クラブ 管理 運営 委員会	出 席	神本	梅高	安田	河野	福田	境
	プログラム	福田	境	神本	安田	河野	梅高
	親睦活動	新年 家族例会			花見例会		最終例会
	ニコボックス						
公共 イメ ージ 委員会	広 報						
	クラブ会報						
	雑 誌						
会員 増強 委員 会	会員増強						
	会員選考						
	職業分類						
	ロータリー情報						
ロー タリー 財団 委員会	ロータリー財団						
	米山奨学						
奉仕 プロ ジェ クト 委員 会	職業奉仕						
	社会奉仕						
	青少年奉仕						
	国際奉仕						
大田R C 交流 特別委員会							

2024年～2025年度 各委員会活動計画

会 計

久 末 京 泰

今期、当クラブは50周年を迎える事となり、堂本会長の基本方針にもとづき、さまざまな記念事業を計画、実施する運びとなります。

会計業務については、不慣れではありますが、事務局としっかりと連携を取り、充実した活動ができるよう、予算の編成、執行に努めるとともに、効率的な資金管理を行っていききたいと思います。詳細は別表をご参照ください。(26ページに掲載)

S. A. A.

慶 田 祐 一

S.A.A.は例会場の監督です。

会場が丸清になり、会員一致で食事ができることになり、喜ばしいことと思います。また、そのメニューも以前の会場より豊かなものになったと思います。

早退する方には、例会開始前にS.A.A.が副S.S.A.に許可をもらってください。

ビジターの方にも口頭か書面にて60%以上の出席をできればお願いしたいと存じます。

昨年は私の疾病の為長期休養を頂き、ありがとうございました。

今期は8月から丸清の階段を登り、出席の予定にしております。

皆様、今年度も宜しくお願い申し上げます。

クラブ管理運営委員会

委員長 福 田 太 郎

例会はクラブの活動において重要な部分を占めていると考えます。当委員会では、本年度も引き続きこれまで培ってきた円滑な例会運営を維持しつつ、会員同士の交流を深めていけるような雰囲気づくりに努めてまいります。具体的な活動として下記の内容を計画しています。

- ①会員が出席しやすい環境を整え、出席率100%を継続できるように努めます。
- ②入会月等のお祝いに記念品を贈呈します。
- ③夜間例会を開催するなど会員間の親睦を図りやすい例会を企画し実施します。
- ④クラブが実施する事業をより良いものとするために、会員間で協議する機会を増やします。
- ⑤会員の資質の向上に寄与できる例会プログラムを企画し、実施します。

委員会予算額：300,000円

公共イメージ委員会

委員長 恒 藤 雅 彦

現在社会では、まず何かを調べるときや興味があるときにホームページを見ることが多いかと思えます。口コミで広がるのが一番効果的と思えますが、発信力としてはホームページを使うことが効果的と考えます。

本年度は、公共イメージ委員会としてホームページの内容の充実を考えています。当クラブの地道な活動や例会内容の充実だけでなく、会員拡大につながるような情報等発信していきたいと考えています。

委員会予算 400,000 円

会員維持増強委員会

委員長 梅 高 賢 正

創立 50 周年を迎える当ロータリークラブにとって会員の増強は最も重要な課題といえる。現状では奉仕活動は停滞しクラブの存在意義も問われるように思われる。そこで、今期は最低でも純増 2 名以上を実現し、会員数 20 名以上をかなえたいと思います。

(会員増強)

1. 会員一人ひとりが 1 名の候補者を挙げる。
2. 未充填の職業分類を確認し、知人を探る。
3. 女性会員の入会を促進する。

(会員維持)

1. 退会防止の為、欠席者には細やかな連絡をする。
2. 新入会員には委員会メンバーがフォローする。

委員会予算：15,000 円

ロータリー財団委員会

委員長 古 田 廣 美

ロータリー財団の使命は、人々の健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保護に取り組み、貧困をなくすことを通じ、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。

1. 年次基金、一人 100 ドルの寄付を継続します。
2. 地区補助金セミナーなど各セミナーに参加を推奨する。
3. 米山基金への寄付を奨励する。
4. ロータリー財団の理解を深めるための例会を実施(11 月に外部講師・ビデオ等)
5. 米山奨学生に卓話を依頼する。
6. 市内子ども食堂の支援として今年も月一人 500 円の寄付を継続する。

委員会予算額 5,000 円

奉仕プロジェクト委員会

委員長 河野 誠 男

中津中央ロータリークラブでは、これまで旧城下町の「町名由来版」設置、夏休みの「自分がなりたい職業（しごと）の絵」を展開。そして昨年度は中津市内の「こども食堂」支援のための調査を実施してきた。

今年度奉仕プロジェクト委員会は、創立50周年事業の一環として、夏休みの「自分がなりたい職業（しごと）の絵」を実施するとともに、子ども食堂支援のための体制づくりを進める。
委員会予算額：200,000円

大田 RC 交流特別委員会

委員長 高野 敏 治

当委員会の事業は大田 RC との国際交流です。3年周期で次のような事業を行なっています。

- 1, 青少年交換学生事業
- 2, 中津中央 RC が大韓民国大田 RC を訪問
- 3, 大田 RC が日本国中津中央 RC を訪問

今年度は50周年記念事業に、大田 RC が中津へ公式訪問します。

当クラブ会員一丸となって、大田 RC との親睦と交流を更に深めて行きたいと思えます。

予算 500,000円

50周年実行委員会

委員長 大賀 重 毅

今年の中津中央ロータリークラブにとって節目の50年の年です。30周年では30名、40周年では26名、今年には17名の会員で50周年事業をおこないます。

①記念式典、祝賀会

2025年5月10日(土曜日)開催を決定。

②記念事業

今年度会長スローガン「50年の軌跡をBrush up そして無限の未来へ」をベースに事業を考えていきたいと思えます。

☆自分がなりたい職業の絵

☆城下町中津の町名板をICT、AIを活用しグローバル対応。

☆子ども食堂への経済的支援の継続。

以上の事業を実施していきたいと思えます。

少し地味だけど、17名の会員で相互理解を深めながら取り組んでいくことによって、我がクラブの歴史的な事業をレベルアップしていけるのではないかと思います。

とにかく楽しみながら頑張ってください。

2024年～2025年度予算書

収入の部

(単位：円)

項 目	24～25年度予算	摘 要
繰越金	1,300,000	概算額
入会金	100,000	@50,000×2名
会費	3,600,000	
ビジター費	18,000	@1,800×10名
雑収入	10,000	利息他
交換学生拠出金	0	
交換学生負担金	0	
補助金収入	125,000	地区補助金
積立金繰入	0	
ニコニコホックス収入	300,000	
収入合計	5,453,000	

支出の部

(単位：円)

項 目	24～25年度予算	摘 要
本部分担金	220,000	前期@160×39.5\$×17名+160×1\$×17名 後期160×39.5\$×17名
地区運営分担金	227,800	@6,700×17名 @6,700×17名
地区大会分担金	76,500	@4,500×17名
日本青少年交換委員会分担金	3,400	@100×17名 @100×17名
災害見舞積立金	6,800	@200×17名 @200×17名
地区関係費小計	534,500	
例会費	1,200,000	
理事会費	5,000	
協議会費	20,000	
登録料	20,000	
旅費	30,000	
クラブ運営費小計	1,275,000	
ロータリー財団寄付	54,400	年間一人当たり20ドル寄付 @160×20\$×17名
米山奨学金寄付	34,000	@1,000×17名 @1,000×17名
ロータリー財団小計	88,400	
S.A.A.	15,000	
クラブ管理運営委員会	300,000	
公共イメージ委員会	400,000	ロータリーの友、週報作成
会員維持増強委員会	15,000	
ロータリー財団委員会	5,000	
奉仕プロジェクト委員会	200,000	
大田RC交流特別委員会	500,000	
委員会小計	1,435,000	
事務局員費	840,000	@70,000×12
退職引当金	30,000	
事務所費	360,000	
外注印刷費	250,000	計画書、報告書
通信費	36,000	
備品費	200,000	
消耗品費	30,000	コピー代
慶弔費	50,000	
渉外費	30,000	
ロータリー手帳	3,000	
会員証及び名簿	3,000	
雑費	100,000	
事務局関連費小計	1,932,000	
予備費	188,100	
支出合計	5,453,000	
収支差額	0	

役員・理事・委員長・委員名簿（2024～2025年度）

会 長 堂 本 高 雄
 直前会長 慶 田 祐 一
 次期会長 梅 高 賢 正
 副 会 長 諫 山 宏 義
 幹 事 三 宮 洋 平
 副 幹 事 神 本 博 志
 会 計 久 末 京 泰
 S. A. A. 慶 田 祐 一
 副S. A. A. 新 居 英 雅

理事9名	
堂 本 高 雄	(会 長)
慶 田 祐 一	(直前会長)
梅 高 賢 正	(会長エレクト)
諫 山 宏 義	(副会長)
三 宮 洋 平	(幹 事)
久 末 京 泰	(会 計)
古 田 廣 美	(ロータリー財団)
恒 藤 雅 彦	(公共イメージ)
大 賀 重 毅	(50周年実行)

委 員 会 名	委 員 長	委 員
ク ラ ブ 管 理 運 営 委 員 会 (出席・プログラム・親睦)	福 田 太 郎	境 弘 行・神本博志・梅高賢正・安田雅豊 河野誠男
公 共 イ メ ー ジ 委 員 会 (広報・クラブ会報・雑誌)	恒 藤 雅 彦	諫山宏義・高野敏治
会 員 維 持 増 強 委 員 会 (会員増強・会員選考・職業分類・ロータリー情報)	梅 高 賢 正	岡崎誠一・福田太郎
ロ ー タ リ ー 財 団 委 員 会 (ロータリー財団・米山奨学)	古 田 廣 美	新居英雅・岡崎誠一・慶田祐一
奉 仕 プ ロ ジ ェ ク ト 委 員 会 (職業奉仕・社会奉仕・青少年奉仕・国際奉仕)	河 野 誠 男	境 弘 行・神本博志
大 田 R C 交 流 特 別 委 員 会	高 野 敏 治	古田廣美・諫山宏義・慶田祐一
5 0 周 年 実 行 委 員 会	大 賀 重 毅	堂本高雄・久末京泰・安田雅豊・三宮洋平

中津中央ロータリークラブ定款

2022年12月13日改訂

*解釈の仕方：RI 定款および細則、標準クラブ定款、推奨ロータリークラブ細則の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである(国際ロータリー定款第15条より)。

条	題目	頁
1	定義	32
2	名称	32
3	クラブの目的	32
4	クラブの所在地	32
5	目的	32
6	五大奉仕部門	32
7	会合	33
8	会員身分	33
9	クラブの会員構成	34
10	出席	34
11	理事および役員および委員会	35
12	会費	36
13	会員身分の存続	36
14	地域社会、国家、および国際問題	38
15	ロータリーの雑誌	38
16	ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守	38
17	仲裁および調停	38
18	細則	39
19	改正	39

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事
4. 会員 名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI： 国際ロータリー
6. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
(該当する場合)：
7. 書面：文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
8. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、中津中央ロータリークラブ（国際ロータリー加盟会員）
本クラブの衛星クラブの名称は、（未定：ロータリークラブの衛星クラブ）とする。

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

（※訳注：「第3条 クラブの目的」の原文は「Article 3 Purposes」ですが、既存の第5条「目的」[Object]と区別するため、上記の訳では「クラブの」が補足されています。）

第4条 クラブの所在地

本クラブの所在地は、次の通りである：

大分県中津市

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。
具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を實踐していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地または行政区域内に居住する人々の生

活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 - 例会。

(a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。

(b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。

(c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。

(d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。

(1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合

(2) 会員の葬儀の場合

(3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または

(4) 地域社会での武力紛争がある場合

理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。

(e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

(f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 - 年次総会。

(a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。

(b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 - 理事会の会合。理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節 - 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および/または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および/または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 - 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節 - 正会員。RI定款第5条第2節の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 - 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員は本クラブの会員でもあり、これは

衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。

第 5 節 - 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第 6 節 - 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を保持しない、および
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第 7 節 - 例外。細則には、第 8 条第 2 節および第 4~6 節に従わない規定を含めることができる。

第 9 条 クラブの会員構成

第 1 節 - 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第 2 節 - 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第 10 条 出席

第 1 節 - 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから 1 週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
 - (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正

式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節 - 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 - その他のロータリー活動による欠席。欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

(a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。

(b) 役員またはRI委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。

(c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。

(d) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。

(e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または

(f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節 - RI 役員の欠席。会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 - 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第6節 - 出席の記録。本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節 - 例外。細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第1節 - 管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節 - 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 - 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節 - 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 - 役員の選挙。

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

(b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。

(c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 - 本クラブの衛星クラブの組織運営。

(a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。

(b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4~6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。

(c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 - 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節 - 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 - 自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

(a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。

(b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 - 終結 - 会費不払。

(a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告す

るものとする。催告後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。

(b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第 4 節 - 終結 - 欠席。

(a) 出席率。会員は、

(1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および

(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない (RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

(b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

(c) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

第 5 節 - 終結 - その他の理由。

(a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。

(b) 通知。理事会が本節 (a) 項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第 6 節 - 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

(a) 通知。幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第 17 条に規定されている。

(b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第 7 節 - 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第 8 節 - 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行い、理事会が受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第 9 節 - 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 10 節 - 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、

(b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
(c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
(d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、
理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 - 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節 - 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節 - 政治的テーマの禁止。

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節 - ロータリアンの発祥を記念して。ロータリアンの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリアンの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリアンの雑誌

第1節 - 購読義務。本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節 - 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリアンの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリアンの目的の中に示されたロータリアンの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

第1節 - 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節 - 調停または仲裁の期限。要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第3節 — 調停。調停の手続きは、

(a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または

(b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または

(c) RI 理事会もしくは TRF 管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

(d) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(e) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 — 仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節 — 仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 細則

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 改正

第1節 - 改正の方法。本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節 - 第2条と第4条の改正。第2条（名称）および第4条（クラブの所在地）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提出することができる。

中津中央ロータリークラブ細則

2022年12月13日改訂

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. 役員：クラブ定款第8条第3節に規定する役員
5. RI：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12ヵ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員9名により成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選挙された3名の理事、会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、幹事、会計および直前会長である。

第3条 理事および役員選挙

第1節

（時期及び選出されるべき役員）役員を選挙すべき会合の1ヶ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長ノミニー（次次年度会長）、副会長、幹事、会計および3名の理事を指名することを求めなければならない。

（指名者）その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。

（選出方法）適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。

（当選者の確定）投票の過半数を獲得した役員、会長ノミニー、副会長、幹事、会計及び理事はそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。

（会長予定者の役職名）前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとし、その選挙の後の7月1日に始まる年度に、会長ノミニーのまま理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。会長ノミニーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。

第2節

選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した理事エレクトは、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填するものとする。

第5節

会長は会員の中の有資格者から常任監事を指名するものとする。

第4条 役員の仕事

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に

付随する任務を行うとともにクラブ管理運営委員会を統括することをもって副会長の任務とする。

第4節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日現在の四半期会員報告、会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR Iに対して行い、R I公式雑誌の購読料を徴収してこれをR Iに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第5節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第7節 常任監事

常任監事は、本クラブの会計が適正に執行されているかを監査しなければならない。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第2火曜日に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

(注：クラブ定款第7条第2節は、「役員を選挙するための年次総会は、12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない」と規定している)

第2節 例会

本クラブの例会は火曜日12時30分に開催するものとし、開催の回数は毎月2回以上とする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（またはクラブ定款第10条第3節から第5節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、または他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくはクラブ定款第10条第1節及び第2節の規定を満たさなければならない。

第3節 定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 理事会

定例理事会は毎月第1例会に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めるとき、または2名の理事からの要求があるとき、会長によって召集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第5節 理事会定足数

理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6節 クラブ協議会

クラブ協議会は役員及び委員長が指名した副委員長により構成し、年5回開催する。

第6条 入会金および会費

第1節

入会金は50,000円とし、入会承認に先んじて納入すべきものとする。

第2節

会費は年額200,000円とし、四半期ごとの各支払額のうちの一部は各会員のR I公式雑誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年4回7月1日10月1日、1月1日及4月1日に納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもつ

て処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

(注：口頭による採決とはクラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合と定義する)

第8条 5大奉仕部門

5大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のため理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕及び青少年奉仕である。本クラブは、5大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

クラブ委員会は、5大奉仕部門に基づいた年次および長期的な目標を推進する責任を持つ。会長エレクト、会長および直前会長は、指導の継続と計画の引継ぎを確約するために、協力すべきである。一貫性を保持するため、実行可能であれば、委員会委員は同じ委員会に3年間留任させるべきである。会長エレクトは任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員を任命し、企画会議を設ける責務がある。委員長は委員会委員として経験者を任命することが推奨される。常設委員会の任命は次の通りである。

1. クラブ管理運営委員会

この委員会は、クラブの効果的な運営を行うために、会員があらゆる会合に出席することを奨励し、本クラブの例会や臨時の会合のためのプログラムを準備し、会員間の親睦の増進を図る。

2. 会員増強委員会

この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

3. 公共イメージ委員会

この委員会は、クラブ会報を刊行するとともにロータリアン誌などを活用し、会員及び広く一般世間に情報を提供することに努める。また、諸活動の記録を担当する。

4. ロータリー財団委員会

この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

5. 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。

6. 特別委員会

その他必要に応じて特別委員会を設けることができる。

(a) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(b) 上記常任委員会の委員長は、会長が理事の中から任命するものとする。

(c) 各会員は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(d) それぞれの委員長はその委員会の定例会合に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第10条 委員会の任務

会長は、その任期中の諸委員会の任務を確定し、指導するものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は既存の適切なR I文書を参照するものとする。奉仕プロジェクト委員会はその年度計画を考察する際、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕の部門を考慮することとする。

それぞれの委員会は、具体的な権限、明確な目標、および各年度の初めにその年度内に実施する事業計画を設定するものとする。上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、委託任務、目標、計画に関し理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり、必要な指導を施すのは会長エレクトの主要責務である。

第11条 出席義務の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの出席を免除される。

(クラブ定款第10条の各節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

第12条 財務

第3節

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第4節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第5節

すべての勘定書は、会計、または理事もしくは権限をもつ役員2名の承認を受けたその他の役員によって支払われるものとする。

第6節

すべての資金業務処理は、毎年1回常任監事によって全面的な検査が行われるものとする。

第7節

資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第8節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とR I公式雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第13条 会員選挙の方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者が標準ロータリークラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、会員維持増強委員会及び推薦者に通告しなければならない。

第4節

会員維持増強委員会は理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、理事会で入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情

報をRIに報告し、会長が当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは行事に配属する。

第7節

クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会に推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第14条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第15条 議事の順序

開会宣言

来訪者の紹介

来信、告示事項およびロータリー情報

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会

第16条 定款記載の例外規定

当クラブは標準ロータリークラブ定款の一部を定款の例外規定にのっとり以下のように変更する。

第1節 定款第7条1節 (a)

当クラブの例会は本細則第5条第2節記載の通り毎月2回以上とする。

第2節 定款第10条1節一般規定 (a)

オンライン出席の場合は理事会の事前承認を必要とする。

第3節 定款第10条1節一般規定 (d)

当クラブのメイクアップ期間は、本クラブの欠席した例会の前14日または後14日以内に変更する

第17条 改正

本細則は、いかなる例会においても改正できる。

クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務付けられている。本細則の変更は標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典に矛盾してはならない。

附則

2008年12月9日総会にて可決

2020年10月6日臨時総会にて定款可決

2020年12月15日総会にて可決

2022年12月13日総会にて可決

印刷・製本

社会福祉法人 九州キリスト教社会福祉事業団

中津総合ケアセンター いずみの園

ワークセンターシャローム（就労継続支援A型・B型）

871-0162 中津市永添 2765-148 番地

電話 0979-64-9059

この活動計画書は障がいのある方が製作し、その製作費は障がい者の就労支援に寄与しています。

所属委員会

氏名